



高齢者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)を支給します

所得の少ない高齢者を対象に「高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)」の支給を実施します。支給対象となる人は申請書を提出してください。

支 給 額 支給対象者1人につき 30,000円

申請受付期間 5月2日(月)～8月2日(火)

支 給 対 象 者 平成27年度臨時福祉給付金の対象者のうち、
平成29年3月31日までに65歳以上となる人
(生活保護を受給している人などは除きます)

Q よくある質問	A 回答
Q.「平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者」とは、どのような人ですか?	A.平成27年度の住民税が課税されていない人です。 (ただし、住民税において課税者の扶養親族となっている人等は除きます)
Q.住民税が課税されない所得水準の目安(非課税限度額)はどのくらいですか?	A.収入が年金のみの場合、単身者で年収「148万円」、 配偶者を扶養している人で年収「192万円」が目安となります。
Q.平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当しますが実際には受給していません。今回の給付金の支給対象者になりますか?	A.支給対象者になります。 平成27年度臨時福祉給付金を実際に受給したか否かは問いません。
Q.「平成29年3月31日までに65歳以上になる人」は、いつまでに生まれた人ですか?	A.昭和27年4月1日以前に生まれた人です。 (昭和27年4月1日に生まれた人も含みます)
Q.年金を受給していなくても、今回の給付金の支給対象者となりますか?	A.支給対象者になります。 年金を受給しているか否かは問いません。

申請窓口

- ・市 社会福祉課(山東庁舎)
- ・各庁舎窓口
- ・各行政サービスセンター

支給対象となる可能性のある人には、
4月下旬に申請書を送付します。

年金生活者等支援臨時福祉給付金
キャラクター「カクニンジャ」



お問い合わせ 市 社会福祉課(山東庁舎)

☎ 55-8102

FAX 55-8130



人のうごき

人口 39,864人(-20) 男 19,514人(-4) 女 20,350人(-16) 世帯 14,129世帯(+6)

65歳以上の人口 10,950人 高齢化率 27.47% ※カッコ内は前月との比較【平成28年4月1日現在】